

## ■収入月額算出表

世帯の 総所得額	申込者(ア) 円	同居親族(イ) 円	同居親族(ウ) 円	計(ア)+(イ)+(ウ) 円
扶養親族控除額	380,000円×扶養親族数 ※扶養親族は、申込者を除く同居予定親族数 および所得税法上の別居扶養親族数			円
特別控除額	老人扶養親族控除 100,000円×人	円		
	特定扶養親族 250,000円×人	円		
	寡婦(夫)控除 270,000円まで×人	円		円
	障害者控除 270,000円×人	円		
	特別障害者控除 400,000円まで×人	円		
年間の所得額(A-B-C)				円
収入月額(D÷12)				円

## ■特別控除

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	1人につき 10万円
特定扶養	16歳以上23歳未満の扶養親族	1人につき 25万円
寡 婦	(1)夫と死別・離婚した後再婚していないかた、または婚姻によらず母になったかたで、扶養親族や生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下)のあるかた (2)夫と死別後再婚していないかたで、合計所得金額が500万円以下のかた	1人につき 27万円まで
寡 夫	妻と死別・離婚した後再婚していないかた、または婚姻によらず父になったかたで、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下のかた	
障がい者	身体障害者手帳(3級~6級)、精神障害者保健福祉手帳(2級~3級)又は療育手帳(B級)の交付を受けているかた	1人につき 27万円
特別障害者	身体障害者手帳(1級~2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)又は療育手帳(A級)の交付を受けているかた	1人につき 40万円まで